

説明書

業務名	令和8年度県政新聞広告制作業務
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約上限額	1,109千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	開催しない
仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年2月19日（木）17時
参加資格確認申請書提出期限	令和8年2月25日（水）17時
提案書提出期限	令和8年3月11日（水）17時
審査会（書面）	令和8年3月13日（金）
最優秀提案者の決定（予定）	令和8年3月17日（火）

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ア 参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 誓約書（様式第3号） | 1部 |
| ウ 会社概要（パンフレットで可） | 1部 |
| エ 実績書（様式第4号） | 1部 |

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メール（宛先：kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp）又はファックスにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- | | |
|------------------|--------|
| ア 提案書（送付）（様式第5号） | ・・・ 6部 |
| イ 提案書（任意様式） | ・・・ 6部 |
| ・見本品（A3横及び紙面版） | |
| ・実施スケジュール案 | |
| ・業務実施体制表 | |
| ウ 見積書 | ・・・ 6部 |
| エ イ～ウと同一内容の電子データ | ・・・ 1式 |
- （電子データはPowerPoint及びPDF形式とし、上記2の宛先に送付すること）

(2) 提案書の内容 任意とする

(3) 提案書の作成にあたっての注意事項

ア A4縦長、長辺綴じ（ホチキス留め）

(4) 見本品の作成にあたっての注意事項

ア フロントマルチ広告（カラー）で「スノーピーク グラウンズ 吉野ヶ里」をテーマに新聞広告を制作すること（詳細については別添1「オリエンシート」を参照すること）

イ 情報の優先順位を付け、わかりやすく構成すること

ウ 文章、コピーの表現については、県民に読んでもらえる分かりやすいものとし、県民の関心や共感、納得を得られるものとすること

エ デザインについては、伝えたい情報が意図するとおりに目立っており、広告を見た県民の印象に残り、行動を起こさせるものとすること

オ フロントマルチ広告の特性を十分活かした企画内容とすること

カ WEBサイトへの誘導表記をすること

キ お問い合わせ先を入れること

ク 写真、イラスト等は適宜用いること

ケ 佐賀県のロゴを用いること

コ 別添2「紙面イメージ」を参考にし、紙面版は1部のみで可とする

(5) 業務実施体制表の作成にあたっての注意事項

ア 新聞広告を制作するにあたり、制作体制表を明示すること

イ ディレクター、コピーライター、デザイナー、イラストレーター各1名以上（ただし、能力に応じて兼ねることは可）

ウ 制作競争で提示する制作体制は、契約締結後も同じ体制で制作できることを条件とし、県の承諾なく制作スタッフの変更はできないこととする。

(6) 見積書について

フロントマルチ広告（カラー）は年間3回、記事下広告（カラー、モノクロ共通原稿）は年間全35段、突出広告は年間11回の制作を予定している。フロントマルチ広告、記事下広告、突出広告それぞれの制作費が分かるように記載すること。

(7) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(8) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(9) 提出は持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(10) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし（審査員の平均で60点）、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査員による協議の上、最優秀提案者を決定する。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方とし

て決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 委託仕様書
- (3) 様式第1号～様式第5号
- (4) 評価基準
- (5) 契約書（案）

10 問い合わせ

担当課 佐賀県 政策部 広報広聴課 広報担当 山田・徳久

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話番号 0952-25-7219

ファックス番号 0952-25-7263

電子メールアドレス kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp